



**※会員種別について**

- **正会員**：食品、食品に係る商品並びにバイオテクノロジー技術を応用した医薬品及び化粧品の生産、販売、輸出、輸入等の事業を営む法人及びこれらの者を構成員とする団体であって、
  - ・ A 会 員           ：株式市場第 1 部上場の会社及び連結売上高 1,000 億円以上の会社
  - ・ B 会 員           ：資本金 1 億円以上の会社であって、A 会員に該当しない会社
  - ・ C 会 員           ：原則として資本金 1 億円未満で上記以外の会社、法人・団体
- **賛助会員**：この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者であって、
  - ・ベンチャー会員：食品、食品に係る商品並びにバイオテクノロジー技術を応用した医薬品及び化粧品の分野において新たな技術・事業を開発し、当該新技術・新事業のみによって創造的な事業を実施しようとする小規模企業者（中小企業基本法に定める者。即ち、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者）
  - ・個人会員           ：この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人
  - ・一般賛助会員      ：ベンチャー会員及び個人会員を除く賛助会員